

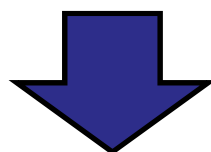
船員派遣事業の許可基準の見直しについて【概要】

経緯

船員派遣事業の許可基準の1つに「船員派遣事業を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。」となっており、具体的基準の中で財産的基礎に関する判断の「基準資産額（資産総額－負債総額）が負債の総額の7分の1以上」と事業所に関する判断の「事業に使用し得る面積が概ね20㎡以上」を定めている。

一方で、上記基準に関し、下記のような要望や問題が生じている。

- ・ 平成17年の船員派遣事業の制度導入以降、船舶建造費が上昇傾向にあり、負債に占める建造費の割合が大きく、当該基準を満たすのが困難であるため、船舶の購入費用を負債から控除してほしい。
- ・ 地方に比べ都市で20㎡以上の事務所を借りると多額の費用がかかり、また、以前とは違って通信機器の発達で派遣船員といつでも連絡が取れる状況からも、事業所の面積が20㎡以下でも当該事業を遂行できるのではないか。
- ・ 船員派遣事業を行おうとする事業者が許可基準を満たさず、わざわざ別会社を設立して申請する等、制度本来の趣旨に沿わない事案が見受けられる。



見直し

【考慮すべき点】

- ・ 船員職業安定法第69条において、派遣元事業主は派遣船員に対して教育訓練の機会の確保等を図るために必要な措置を講ずることとされていること。
- ・ 最小でも派遣元責任者及び職務代行者の2人で船員派遣事業に係る業務を行うことになるが、この場合であっても当該事業を遂行するために事業に使用し得る必要最小限の面積は必要であること。

許可基準の見直し内容

○財産的基礎に関する判断

教育訓練に使用する船舶の建造等に要した金額について、負債の総額から控除して算定して差し支えないこととする。この場合において、「船舶の建造等に要した金額」は、貸借対照表の有形固定資産として記載されている金額※とする。ただし、当該金額が、当該船舶の建造等のために金融機関等から借り入れた借入金より大きい場合は、当該借入金の額とする。

○事業所に関する判断

派遣元責任者及び職務代行者の数が2人にあつては、事業に使用し得る面積を概ね10㎡以上で差し支えないとする。

※船員派遣事業許可に係る有効期間の更新の際は、平成20年に基準の見直しを行い、既にこの考え方を適用している。